

(趣旨)

第1条 この規則は、行田市開発許可等の基準に関する条例(平成17年条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条の規則で定める開発行為)

第2条 条例第2条第2号ただし書の規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第34条第14号に掲げる開発行為
- (2) 条例第5条第1項第2号ウの開発行為であって、法第7条第1項の規定による区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された日(以下「区域区分日」という。)前から存する自己の3親等以内の血族の自己用住宅敷地内において行うもの
- (3) 条例第5条第1項第4号、第7号及び第8号に掲げる開発行為
- (4) 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例(平成15年埼玉県条例第48号)の施行の日以後に区画の変更のない土地において行う開発行為であって、当該土地の区画の変更を行わないもの

一部改正〔平成19年規則63号・令和3年1号・8年11号〕

(条例第5条第1項第1号の規定による指定の基準)

第3条 条例第5条第1項第1号の規定による指定は、予定建築物の用途、土地の区域等が次に掲げる基準に該当する場合に限り、行うものとする。

- (1) 当該指定に係る土地の区域及びその周辺の地域において、当該指定に係る予定建築物を建築する目的で行う開発行為のため、新たな公共施設の整備の必要が生ずるおそれがないと認められること。
- (2) 当該指定に係る土地の区域を含む本市の区域のその他の区域において、当該指定に係る予定建築物を建築する適当な土地がないと認められること(市長が本市の振興を図るため、特に必要があると認める場合を除く。)
- (3) 当該指定に係る土地の区域の面積が20ヘクタール未満(市長が特に必要があると認める場合にあっては、市長が認める面積)であること。
- (4) 当該指定に係る予定建築物の用途が次のいずれかであること。
 - ア 流通業務施設
 - イ 工業施設
 - ウ 商業施設(当該用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートル以下のものに限る。)

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第5条第1項第1号の市長の指定に係る土地の区域を含む本市の区域内に現に同号の規定による指定がされている土地の区域(以下「指定済みの区域」という。)がある場合においては、当該指定に係る土地の区域の面積に当該指定済みの区域の面積の合計を加えた値が20ヘクタール(市長が特に必要があると認める場合にあっては、市長が認める面積)未満の場合でなければ、同号の規定による指定は、行わないものとする。ただし、当該指定済みの区域において建築されている建築物の敷地(建築物と一体的に利用する駐車場等を含む。)の面積の合計が当該指定済みの区域の面積の合計の10分の8以上を占める場合は、この限りでない。
- 3 前項ただし書に規定する場合における第1項第3号の規定の適用については、同号中「20ヘクタール」とあるのは、「20ヘクタール(次項に規定する指定済みの区域において同項に規定する建築物の敷地以外の土地がある場合においては、20ヘクタールからその面積(その面積が20ヘクタールを超える場合にあっては、20ヘクタール)を減じた値)」とする。

追加〔平成19年規則63号〕、一部改正〔令和3年規則1号・8年11号〕

(条例第5条第1項第3号の規則で定める建築物)

第4条 条例第5条第1項第3号の規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 工場(建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(る)項第1号及び第2号に掲げるものを除く。)でその延べ床面積が100平方メートル以内のもの(作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。)
- (2) 事務所でその延べ床面積が100平方メートル以内のもの

一部改正〔平成19年規則63号・令和3年1号〕

(条例第6条第4号の規則で定める事由)

第5条 条例第6条第4号の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 生活の困窮その他の生活環境の著しい変化のため、その住居の移転を余儀なくされた場合
- (2) 事業を営む者が、経営の状況が悪化したことにより、当該事業を継続することが困難となった場合

一部改正〔平成19年規則63号〕

(条例第6条第4号イの規則で定める建築物)

第6条 条例第6条第4号イの規則で定める建築物は、次の表の左欄に掲げる建築物に対応する同表の右欄に掲げる建築物とする。

現に存する建築物	用途が類似する建築物
工場	倉庫
住宅(他の用途を兼ねるもの)	住宅(他の用途を兼ねないもの)
<u>法第29条第1項第2号</u> に規定する建築物	現に存する建築物と <u>建築基準法第87条</u> にいう建築物の用途の異なる建築物
<u>法第43条第1項</u> の許可を受けて建築された建築物	

一部改正〔平成19年規則63号〕

- 附 則
- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則(平成19年11月27日規則第63号)
- この規則は、平成19年11月30日から施行する。
- 附 則(令和3年2月16日規則第1号)
- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則(令和8年3月19日規則第11号)
- この規則は、公布の日から施行する。